令和８年（ラ）第１８９８号　保全開示決定に対する抗告事件

（原審・東京地方裁判所令和７年（モ）第２３８５号、基本事件・同裁判所令和７年（ワ）第１１１４７号　共通義務確認請求事件）

決　　定

川崎市高津区二子六丁目１４番１０号

抗　告　人	株式会社アカデミー・エンターテイメント
同代表者代表取締役	柿　崎　裕　治
同代理人弁護士	村　田　雅　夫
同	木　村　佳　生

東京都千代田区六番町１５番地

相　手　方	特定非営利活動法人消費者機構日本
同代表者理事	鈴　木　敦　士
同代理人弁護士	宮　城　　朗
同	本　間　紀　子
同	中　川　素　充
同	髙　木　篤　夫
同	花　垣　存　彦

主　　文

１　本件抗告を棄却する。

２　抗告費用は抗告人の負担とする。

理　　由

第１　本件抗告の趣旨

１　原決定を取り消す。

２　相手方の保全開示命令の申立てを却下する。

第２　事案の概要（以下、略称については原決定の例による。）

１　本件は、特定適格消費者団体である相手方が、芸能人養成スクールを運営す

る抗告人に対し、消費者の財産的被害等の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律（特例法）３条１項に基づき、抗告人と多数の消費者との間で締結された受講契約における入学時諸費用の不返還条項が消費者契約法９条１項により一部無効であることを理由として、抗告人が同契約を解除し又は解除された消費者に対して不当利得返還義務を負うことの確認を求める共通義務確認の訴え（基本事件）を提起した上、特例法９条１項に基づき、対象消費者が入学に際し提出した受付表、プロフィール表等の文書（本件文書）の保全開示命令を申し立てた事案である。

抗告人は、「相当多数の消費者」（特例法２条４号）に対する共通義務の存在（同法９条１項１号）、「あらかじめ開示がされなければその開示が困難となる事情」の存在（同項２号）等の要件を欠くと主張して争っている。

原審は、特例法９条１項各号の事由につき疎明があると認めた上、本件文書が同法３１条１項に規定する文書に該当するとして、相手方の保全開示命令申立てを認容したところ、抗告人が本件抗告をした。

２　当事者の主張は、原決定「理由」の「第２　事案の概要」２に記載のとおりであるから、これを引用する。

第３　当裁判所の判断

１　当裁判所も、相手方の保全開示命令の申立てを認容すべきものと判断する。その理由は、後記２を加えるほかは、原決定「理由」の「第３　当裁判所の判断」に記載のとおりであるから、これを引用する。

２　当審における抗告人の主張について

(1)　抗告人は、原決定は本件対象消費者を「本件スクールの入学者（受講生）のうち、事業と評価することができる程度の芸能活動を行っている一部の入学者（受講生）を除く、その余の者」と画するから、その範囲を確定して本件文書を特定するためには、所定の期間内に受講契約の締結と解除がされたことなどのほか、各受講者の芸能活動の有無及び内容や、当該受講者が「あ

る期間継続する意図」をもって芸能活動を行っていたかという内心の意図をも確認して、各受講者が「事業者」と「消費者」のいずれに当たるかを峻別する必要があり、そのためには個々の受講者につき受講者本人その他の関係者からの聴取等の調査をすることを要すると主張し、これを前提として、主位的に、対象消費者の範囲が十分に特定されていないことを理由とし、予備的に、「開示すべき文書の範囲を特定するために不相当な費用又は時間を要するとき」（特例法３１条１項ただし書）に該当することを理由として、本件文書は特例法３１条１項の規定により情報開示義務を負う文書（同法９条１項柱書）に当たらないと主張する。

しかし、特例法２条１項は、「消費者」とは「個人（事業を行う場合におけるものを除く。）をいう。」と定義しており、同法９条１項は、保全開示命令を発するには要件に該当する事由につき疎明があれば足りるものとしているところ、前記引用に係る原決定説示のとおり、本件スクールの入学者（受講生）の大半は、ごくわずかな芸能活動の経験しか有しないか、又は、全く芸能活動の経験を有しておらず、主観的には継続的に芸能活動に従事する意欲、希望を有しているとしても、社会通念に照らして受講契約を締結した時点で現実に「事業」として芸能活動を行っているとは評価し難い者なのであるから、原決定別紙対象消費者目録に「消費者」とあるのは、「事業」として芸能活動を行っていると評価するに足りる活動歴があることが客観的資料から明らかな者のみを対象者から除外する趣旨であると解するべきであり、「消費者」に当たるか否かの峻別のために抗告人が主張するような各受講者の内心の意図の確認等を含めた調査をすべきものとは認められない。抗告人の上記主張は、その前提を欠き、採用することができない。

(2) 抗告人は、特例法３１条１項に基づく情報開示義務は、共通義務確認訴訟の結果、対象消費者等に対して金員支払義務を負っていると認められる蓋然性がある状態を前提として課されるものであるが、本件対象消費者の範囲を

画するには、受講契約締結時点における各受講者の内心の意図も含めた個別性の高い審理を要するため、本件においては、支配性の要件（同法３条４項）を欠き、共通義務確認の訴えは却下されることになるから、同法３１条１項に基づく情報開示義務自体が発生する余地はなく、保全開示命令の対象とならないと主張する。

しかし、特例法９条１項は、①同法２条４号に規定する共通義務が存在すること、②当該文書について、あらかじめ開示がされなければその開示が困難となる事情があることにつき疎明があったときは、保全開示命令を発することができる旨規定しており、支配性の要件を満たすことはその発令の要件とはされていないと解されるし、本件対象消費者の範囲を画するのに、受講契約締結時点における各受講者の内心の意図までを含めた審査を要するとはいえないことは、前記のとおりであって、抗告人の上記主張も、その前提を欠き、採用することができない。

３　以上によれば、原決定は相当であり、本件抗告は理由がないから棄却することとして、主文のとおり決定する。

令和８年１０月１６日

東京高等裁判所第２民事部

裁判長裁判官　谷　口　園　恵

裁判官　菅　家　忠　行

裁判官　鎌　野　真　敬

これは正本である。

令和８年１０月１６日

東京高等裁判所第２民事部

裁判所書記官　前　田　絵里子